

一般財団法人水源地環境センターにおける公的研究費の
適正使用に関する行動規範

令和5年8月25日
最高管理責任者決定

この行動規範は、公的研究費の取扱いに関し、職員等としての取組の指針を明らかにするものである。

1. 職員等は、公的研究費の使用にあたっては、配分機関が定めるガイドライン及び一般財団法人水源地環境センターが定める諸規程、その他関係する法令等を遵守すること。
2. 職員等は、公的研究費の原資は国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚し、適正かつ効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用、目的外の使用など不正な使用は行わないこと。
3. 職員等は、研究開発計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めること。
4. 職員等は、公的研究費を適正に執行するため、相互に密接な連携を図ること。
5. 職員等は、公的研究費の不正使用が当センターに対し深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める公的研究費の不正防止計画を踏まえ行動すること。